令和５年度大阪府小・中学校教育課程研究協議会　実施要項

１　目的

　　学習指導要領の趣旨の実現をめざし，教育課程についての説明，優れた実践等についての情報交換等を行い，小学校，中学校，義務教育学校において教育課程の適切な実施に資することを目的とする。

２　主催

　　大阪府教育庁

３　実施形態

　（１）大阪府小・中学校教育課程研究協議会は，「大阪府小・中学校指導主事等教育課程研究協議会」と「各地区研究協議会」によって，構成するものとする。

（２）大阪府小・中学校教育課程研究協議会は，次の部会を設置する。

　　　・全体会

　　　　・部会

（小学校）総則，国語，社会，算数，理科，生活，音楽，図画工作，家庭，体育，道徳，

外国語活動・外国語，総合的な学習の時間，特別活動

　　　　　（中学校）総則，国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術・家庭，

外国語，道徳，総合的な学習の時間，特別活動

４　大阪府小・中学校指導主事等教育課程研究協議会

（１）大阪府教育庁は，政令市を除く市町村教育委員会の指導主事・校長等を対象とする「大阪府小・中学校指導主事等教育課程研究協議会」を開催する。

（２）実施時期は，夏季は，令和５年８月18日（金），冬季は，令和６年２月14日（水）とする。

（３）実施会場は大阪府教育センターとする。

（４）夏季及び冬季の詳細は，別途，開催要項を通知する。

（５）全体会には，市町村教育委員会の指導主事等以外に，府立中学校，府立支援学校（小・中学部），国立及び私立学校の校長・副校長・准校長及び教頭も参加できるものとする。

（６）部会には，市町村教育委員会の指導主事等以外に，私立学校全体から選ばれた教科ごとの代表者等も参加できるものとする。参加人数は，原則１名とする。

（７）全体会及び各部会の参加者の募集は，別途，通知する。

（８）各部会に参加する市町村教育委員会の指導主事等を「各地区研究協議会」の説明者に充てるものとする。

５　各地区研究協議会

　（１）市町村教育委員会は，各地区で協力する等して，地区ごとまたは所管する学校の校長及び教員を対象とする「各地区研究協議会」を開催する。

（２）実施時期は，各地区の状況に応じて，適切な時期とする。

（３）実施会場は学校等とする。

（４）各地区の状況に応じた部会等を開催する。

　（５）部会における各学校からの参加人数は，各部会につき１名以上とする。ただし，技術・家庭部会は２名とする。

（６）「各地区研究協議会」実施後の質問等がある場合については，各地区の担当者がとりまとめ，文書（メール）で，大阪府教育センターカリキュラム開発部小中学校教育推進室に提出するものとする。

（７）各市町村教育委員会は，「各地区研究協議会」の実施計画書及び実施報告書等を大阪府教育センターカリキュラム開発部小中学校教育推進室に提出するものとする。